

JPカード会員特約

第1条(カードの発行、名称、入会および業務管理)

1. 本カードは、株式会社ジェー・ピー・カードサービス(以下「ジェー・ピー・カードサービス」という)と三井住友カード株式会社(以下「当社」という)が提携して発行するもので、カードの名称は「JP カード」と称します。
2. 本規定および三井住友VISA カード& 三井住友マスターカード会員規約(以下「会員規約」という)を承認のうえ、入会を申し込み、ジェー・ピー・カードサービスと当社が適当と認めた方(以下「会員」という)に当社がカードを発行し、貸与します。
3. 本カードに関する業務管理は、ジェー・ピー・カードサービスと当社が共同で行います。

第2条(会員の資格)

会員となることのできる方は、警察共済組合員およびその家族並びに退職警察職員(共済年金または恩給を受給している方)およびその家族とします。

第3条(会員資格の喪失)

会員が、ジェー・ピー・カードサービスもしくは、当社の一方から、カードの資格を取り消された場合には、ジェー・ピー・カードサービス会員としての資格も喪失するものとします。

第4条(ジェー・ピー・カードサービスのサービスの利用)

1. 会員は、ジェー・ピー・カードサービスよりその提供する特典・サービスを受けることができます。
2. 会員が前項の特典サービスを受ける場合には、ジェー・ピー・カードサービスの所定の方法に従うものとします。

第5条(JP カードローン)

1. 会員規約に定めるキャッシングリボは、JP カードローン(以下「本ローン」と読み替えて適用されるものとします。また本条に定めのない事項については、会員規約が適用されるものとします。
2. 本ローンの未決済残高の利用枠は30 万円を超えない範囲で当社が定めるものとします。
3. 本ローンの利率は、実質年率12.36% の割合とします。ただし、金融情勢の変化などにより、相当の事由がある場合には、一般に行われている程度のものに変更できるものとします。
4. 本条に定める利用枠は、会員が希望した場合に増額するものとし、本条2 項の定めにかかわらず30 万円を超えて増額できるものとします。

第6条(支払期日)

本カード会員が指定できる支払期日は、カード種類にかかわらず、毎月10 日(但し、金融機関の都合により毎月8 日となることがあります)のみとします。

第7 条(本特約の改定)

本特約が改定され、その改定内容が会員に通知された後に、会員がカードを利用したときには、会員は、その改定を承認したものとみなします。なお、本特約に定めのない事項については、会員規約が適用されます。